



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大型連休中にも不要不急の外出自粛や接触機会の低減等にご協力いただき、市民・事業者のみなさまには、心から感謝申し上げます。この非常事態は、小規模・個人事業者の経営や雇用に大きな負担や不安をもたらし、小中学生をはじめ高校生・大学生の学習や、子育て世帯、高齢者、障がい者の暮らしの維持に支援が求められる状況に至っています。

市は、市民のみなさまの暮らしを守るため「市民のくらし緊急対策」をまとめ、5月1日の市議会臨時会で可決いただきました。これらの支援策をぜひご活用いただき、米原市民一丸となって困難な局面を乗り越えてまいりたいと思います。一日も早い事態の終息に向けて、引き続き市民のみなさまのご協力をお願いします。

米原市長 平尾 道雄

感染しない・感染させない
行動をお願いします

「密閉」「密集」「密接」は
徹底的に避ける

人との間隔を確保
(できるだけ2m、最低1m)

手洗い・咳エチケット・換気

不要不急の外出の自粛

特別定額給付金 始まりました

1人につき10万円

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います

- 給付の対象になる人
- 給付金を受け取る人
- 申請方法

令和2年4月27日時点で、住民基本台帳に記録されている人
給付の対象となる人が属する世帯の世帯主
郵送申請またはオンライン申請

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各庁舎窓口での申請手続きはご遠慮ください。
「郵送申請」または「オンライン申請」による手続きにご協力をお願いします。

申請期限は、令和2年8月14日(金)です

☎ 市 特別定額給付金対策室 (山東庁舎) ☎ 55-8114 FAX 55-2406

郵送 申請

1

申請書が届く

給付の対象となる人の世帯主宛てに市から申請書を郵送しました。



2

郵送で申請する

申請書に振込口座情報等を記入し、添付書類(本人確認※1・受取口座確認※2)と共に返信用封筒で返送してください。

3

口座に入金

ご指定の口座に振り込まれます。
振り込みには金融機関の処理手続き上、2週間程度かかることがあります。

オンライン 申請



マイナンバーカードをお持ちの人は、オンライン申請ができます。
オンライン申請の詳細は、総務省の特設ウェブサイトをご確認ください。

総務省 特設ウェブサイト▶



※1 運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きの場合は1点、顔写真付きの書類がない場合は、保険証や年金手帳等の本人確認ができるものが2点必要です。

※2 受取口座は市の住民税引落口座または児童手当の受給口座に使用し、かつ申請者名義であれば添付不要です。

新型コロナ ウイルスに 関する 相談窓口

受診に関する相談
帰国者・接触者相談センター
滋賀県
24時間対応
☎ 077-528-3621
FAX 077-528-4865

一般的な
感染症の相談
滋賀県
毎日8:30~17:15
☎ 077-528-3637
FAX 077-528-4865

健康全般に
関する相談
市健康づくり課
平日8:30~17:15
☎ 55-8105
FAX 55-2406

経営に関する相談
市商工観光課
平日8:30~17:15
☎ 58-2227
FAX 58-1197
市商工会
本所 ☎ 52-0632
東部支所 ☎ 55-2688

令和2年5月1日の市議会第1回臨時会で、市独自の新型コロナウイルス感染症に対する「市民のくらし緊急対策」を盛り込んだ一般会計補正予算等が成立しました。

現在、申請のご案内などの準備を行っており、詳細については準備が整い次第、随時お知らせします。

減収緩和支援金 売上が著しく減収した人への支援金 申請開始 | 6月予定

- 対象者 従業員20人以下の市内に住所を有する個人事業主（フリーランス含む）または法人登記上、本店所在地を市内とする法人で、新型コロナウイルスの影響を最も受けた月の売り上げに12月を乗じた額が前年の総売上額より20%以上減収見込みの者
- 支援金額 従業員数（非正規労働者含む）

| | | | |
|-------|------|--------|------|
| 5人以下 | 5万円 | 11～15人 | 15万円 |
| 6～10人 | 10万円 | 16人以上 | 20万円 |
- 問合せ 市 商工観光課（伊吹庁舎） ☎ 58-2227 FAX 58-1197

学校休業等対応緊急応援金 臨時休校や登園自粛により取得した休暇が無給扱いになった保護者への応援金 申請開始 | 6月予定

- 対象者 下記①および②のいずれにも該当する人
①小学校1～3年生の児童および認定こども園、幼稚園、保育園に通園する園児の保護者
②小学校の臨時休業期間および認定こども園、幼稚園、保育園の登園自粛期間に家庭保育を行うため、無給による休暇取得を余儀なくされた保護者
- 応援金額 取得した休暇1日当たり 最大4,100円
- 問合せ 市 子育て支援課（山東庁舎） ☎ 55-8104 FAX 55-4040

障がい児世帯緊急応援金 臨時休校等により福祉施設および家庭での介護に伴う負担が増えた世帯への応援金

対象世帯には5月中に手続き案内を送付

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳未満の児童がいる世帯
- 応援金額 1世帯当たり 重度の障がい相当 50,000円、軽度の障がい相当 30,000円
(手帳に記載の級とは異なります)
- 問合せ 市 社会福祉課（山東庁舎） ☎ 55-8102 FAX 55-8130

子どもの家庭学習等の応援 18歳までの子どもの家庭学習等を応援するため図書カードをお届けします

配布予定 | 5月予定 (申請不要)

- 対象者 0歳～18歳までの子ども
- 応援金額 子ども1人当たり図書カード3,000円
- 問合せ 市 子育て支援課（山東庁舎） ☎ 55-8104 FAX 55-4040



遠隔手話サービス事業 聴覚障がい者と市の手話通訳者等をつなぐ遠隔手話サービス サービス開始 | 6月予定

- 対象者 聴覚障がい者
- サービス内容 市社会福祉課に専用タブレットを設置し、対象者のスマートフォン等とつないでテレビ電話により手話で会話できる環境を整えます
- 問合せ 市 社会福祉課（山東庁舎） ☎ 55-8102 FAX 55-8130

健康状態を確かめる

毎日、家族全員の検温を。



4つの
おねがい

情報を共有する

家族の職場等の感染状況についてできる限り家庭と学校で情報共有できるようにご協力ください。

ウイルスを持ち込まない

不要な外出を避け、家庭内にウイルスを持ち込まない対策を。

少しでも症状があるときは休む

子ども本人や家族で発熱症状等が少しでもあれば登校の自粛を。



子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、各家庭で左記の4つのことに取り組んでいただきますようお願いいたします。

子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、各家庭で左記の4つのことに取り組んでいただきますようお願いいたします。

学校
再開に向けて



小規模事業者・個人事業主のみなさんへ

経営支援金 金融機関の融資を受けた人への、人件費や家賃等の負担を軽減するための支援金 **申請開始 | 6月予定**

- 対象者 従業員20人以下の市内に住所を有する個人事業主（フリーランス含む）または法人登記上、本店所在地を市内とする法人で、令和2年2月1日から12月31日までに融資制度による融資を受ける者
- 支援金額
借入額 1,500万円以下 30万円
1,500万円超～3,000万円以下 40万円
3,000万円超 50万円
- 問合せ 市 商工観光課（伊吹庁舎） ☎ 58-2227 FAX 58-1197



子育て世帯のみなさんへ

就学支援臨時給付金 収入が著しく減少した小中学生の保護者への支援金 **申請開始 | 6月予定**

- 対象者 収入が20%以上減少した世帯の小中学生の保護者（所得制限あり）
- 支援金額 子ども1人当たり 小学生50,000円、中学生65,000円
- 問合せ 市 教育総務課（山東庁舎） ☎ 55-8107 FAX 55-4040



奨学支援臨時給付金 収入が著しく減少した高校生、大学生等の保護者への支援金 **申請開始 | 6月予定**

- 対象者 収入が20%以上減少した世帯の高校生、大学生等の保護者（所得制限あり）
- 支援金額 子ども1人当たり 高校生120,000円、大学生240,000円
- 問合せ 市 教育総務課（山東庁舎） ☎ 55-8107 FAX 55-4040

国保子育て世帯緊急応援金 国民健康保険加入の子育て世帯への応援金 **対象世帯には6月下旬以降に手続き案内を送付**

- 対象者 国民健康保険に加入し、18歳以下の子どもがいる世帯
- 応援金額
子ども1人当たり 軽減なし 34,900円 | 5割軽減 17,450円
2割軽減 27,920円 | 7割軽減 10,470円
- 問合せ 市 保険課（近江庁舎） ☎ 52-6922 FAX 52-8730

ひとり親家庭等緊急応援金 児童扶養手当を受けているひとり親家庭等への応援金 **支給日 | 7月10日(申請不要)**

- 対象者 児童扶養手当を受ける児童の保護者
- 応援金額 子ども1人当たり 10,000円
- 問合せ 市 子育て支援課（山東庁舎） ☎ 55-8112 FAX 55-4040

高齢者・障がい者のみなさんへ

在宅介護緊急応援金 要介護3以上の人がいる世帯への在宅介護応援金 **対象世帯には5月中に手続き案内を送付**

- 対象者 要介護3以上で、令和2年4月に在宅で介護サービスを利用している人がある世帯
- 応援金額 要介護者1人当たり 要介護3 20,000円、要介護4 23,000円、要介護5 27,000円
- 問合せ 市 暮らし支援課（山東庁舎） ☎ 55-8110 FAX 55-8130



緊急雇用対策 — 市職員を募集します —

内定を取り消された人や離職した人を支援するための雇用対策 ■問合せ 市 総務課（米原庁舎） ☎ 52-1552 FAX 52-4447

正規職員の前倒し採用 民間企業を志望する人や民間企業経験者でも、市に対する思いがあればチャレンジできる試験内容(SPI、面接等)です。

- 職種・採用人数と主な受験資格
行政職3人程度 ・昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
土木技術職2人程度 ・昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、土木に関する専門課程を修了した人または民間企業等で土木関係の職務経験（土木系コンサルタント業含む）が通算3年以上（令和2年9月30日時点）ある人

- 採用予定日 10月1日 ■試験日程 1次試験6月28日(日) 2次試験7月下旬
- 受付期間 5月15日(金)～6月8日(月) ※1次試験までに書類選考を行います

会計年度任用職員の募集

- 職種・採用人数 パートタイム会計年度任用職員（一般行政事務補助）3人程度
- 任用期間 6月1日から令和3年3月31日（8時30分～17時15分のうち1日7時間、週5日勤務）
- 試験日時 5月23日(土) 9時30分～ ■募集締切 5月20日(水)

税・料金の納付が困難なとき 収入減少等により一時的に市税や各種料金等の納付が難しいときは下記へご相談ください。

| 税・料金等 | 対象となる人 | 対象となる期間 | 申請手続き | 申請先 |
|---|---|---|---|-----------------------------------|
| 市税※1 猶予 市 収納対策課 (近江庁舎) ☎ 52-3189 FAX 52-6930 | 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)に事業等にかかる収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納付することが困難な人。 | 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものについて、1年間猶予を受けることができます。(無担保・延滞金なし) | 令和2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書と収入等が分かる資料を提出してください。 | 市 収納対策課・各庁舎窓口・各行政サービスセンター ※郵送可 |
| 国民年金保険料 免除 市 保険課 (近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730 | 令和2年2月以降、業務が失われた等で収入が減少し、当年中の所得が一定の基準を満たす見込みの人。 | 令和2年2月分から6月分まで免除を受けることができます。(令和2年7月以降は改めて申請が必要) | 申請書と所得の申立書を提出してください。 | 市 保険課・各庁舎窓口・各行政サービスセンター |
| 水道料金 下水道使用料 猶予 市 上下水道課 (近江庁舎) ☎ 52-6923 FAX 52-4858 | 収入が減少した等一時的に料金等の支払いが困難な人。近江地域の人の水道料金は、長浜水道企業団(☎0749-62-4101)へご相談ください。 | 令和2年5月から令和3年2月請求分まで、最長令和3年3月31日まで猶予を受けることができます。 | 申請書を上下水道課窓口で記入いただくか、電話でご相談後、郵送してください。 | 市 上下水道課 |

※1 個人市民税、法人市民税、固定資産税、国民健康保険税等ほぼ全ての税目が対象になります。

一人で悩まず、ご相談ください

相談
窓口

傷病手当金 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の人が、新型コロナウイルス感染症の療養のため会社等を休む場合、傷病手当金が支給されます。

市 保険課 (近江庁舎) ☎ 52-6922 FAX 52-8730

| | |
|---------|--|
| 対象となる人 | 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社等に雇用されている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した人、または発熱等の症状があり感染が疑われる人 |
| 支給額 | 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3カ月間の就労日数×2/3×支給対象となる日数 ※1日当たり支給上限額 30,887円(令和2年4月現在) |
| 支給される期間 | 労務に服することができなくなった日(会社等を休んだ日)から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間 ※令和2年1月1日から9月30日の間に休んだ場合に限る ※上記の期間から継続して入院等している場合、支給期間は最長1年6カ月 |
| 申請手続き | 事業主と受診した医療機関の証明が必要です。詳しくは、お問い合わせください。 |

会社等を休んでも、事業主から休んでいる間の給料・報酬等が支払われる場合は、傷病手当金は支給されません。事業主から休んでいる間の給料・報酬等の一部が支払われる場合は、支払われる給料・報酬等と傷病手当金との差額を支給します。

人権 感染者、医療従事者、外国人等を誤解や偏見で差別することは許されません。人権侵害を受けたときは下記へ。

- みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110 平日8時30分～17時15分
- 子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 平日8時30分～17時15分
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 平日8時30分～17時15分
- 外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090911 平日9時～17時

虐待 自宅で過ごす時間が増え、家族や子育てに関する心配や悩みが増えていませんか。ささいなことでも相談してください。

児童に関する相談

- 市 子ども家庭相談室(山東庁舎 子育て支援課内)
☎ 55-8123 FAX 55-4040 平日8時30分～17時15分
- 児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間対応通話無料) ☎ 189

高齢者に関する相談

- 米原市地域包括支援センター(山東庁舎 暮らし支援課内)
☎ 55-8110 FAX 55-8130 平日8時30分～17時15分
- 米原市米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)
☎ 51-9014 FAX 51-9028 平日8時30分～17時15分

障がい者に関する相談

- 米原市障がい者虐待防止センター(山東庁舎 社会福祉課内)
☎ 55-8102 FAX 55-8130 平日8時30分～17時15分

配偶者等からの暴力(DV)に関する相談

- DV相談ナビ ☎ 0570-0-55210 平日8時30分～17時15分
- DV相談+ ☎ 0120-279-889 24時間対応

子育て 妊娠や育児の相談は子育て世代包括支援センターへ、非行や引きこもりなどの少年相談は少年センターへ。

- 子育て世代包括支援センター(米原げんきステーション内)
☎ 52-6601 FAX 52-6603 平日9時～16時 要予約
- 少年センター(人権総合センターS・Cプラザ内)
☎・FAX 54-5001 平日10時～12時、13時～16時 要予約

相談窓口が分からないときは、各市民自治センターまでお問い合わせください。内容を伺い担当部署へおつなぎします。

相談窓口が
不明なとき

- 米原庁舎 ☎ 52-6623 FAX 52-4539
- 近江庁舎 ☎ 52-6920 FAX 52-8730
- 山東庁舎 ☎ 55-8101 FAX 55-2406
- 伊吹庁舎 ☎ 58-2222 FAX 58-1630